



島根県報

平成16年11月 1 日 (金)
号外 第 120 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則

(会 計 課)

公布された条例等のあらまし

島根県会計規則の一部を改正する規則 (規則第90号)

1 規則の概要

規定の整理をすることとした。(様式第 8 号、様式第11号、様式第24号の 2、様式第42号関係)

2 施行期日

平成16年11月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年11月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第90号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) の一部を次のように改正する。

様式第 8 号その 1 の裏面、様式第11号の裏面及び様式第24号の 2 の裏面を次のように改める。

(裏面)

納付場所

| | |
|----------------|----------|
| 金融機関 | みずほ銀行 |
| 山陰合同銀行 | 鳥取銀行 |
| 島根銀行 | 広島銀行 |
| しまね信用金庫 | 山口銀行 |
| 日本海信用金庫 | 米子信用金庫 |
| 島根中央信用金庫 | 商工組合中央金庫 |
| 津和野信用金庫 | 信用組合広島商銀 |
| 出雲信用組合 | 中国労働金庫 |
| 島根益田信用組合 | |
| 島根県信用農業協同組合連合会 | |
| 島根県内の各農業協同組合 | |
| 島根県信用漁業協同組合連合会 | |

| | |
|----------|----------|
| 郵便局 | 鳥取県内の郵便局 |
| 島根県内の郵便局 | 広島県内の郵便局 |
| 岡山県内の郵便局 | |
| 山口県内の郵便局 | |

備考

- 1 上記金融機関の国内の本店（本所）、支店（支所）及び出張所で納付できます。
- 2 上記以外の郵便局で納付する場合は、「払込取扱票」を使用してください。

様式第42号その 1 の裏面及び様式第42号その 2 の裏面を次のように改める。

(裏面)

納付場所

金融機関

| | |
|----------------|----------|
| 山陰合同銀行 | みずほ銀行 |
| 島根銀行 | 鳥取銀行 |
| しまね信用金庫 | 広島銀行 |
| 日本海信用金庫 | 山口銀行 |
| 島根中央信用金庫 | 米子信用金庫 |
| 津和野信用金庫 | 商工組合中央金庫 |
| 出雲信用組合 | 信用組合広島商銀 |
| 島根益田信用組合 | 中国労働金庫 |
| 島根県信用農業協同組合連合会 | |
| 島根県内の各農業協同組合 | |
| 島根県信用漁業協同組合連合会 | |

郵便局

| | |
|----------|----------|
| 島根県内の郵便局 | 鳥取県内の郵便局 |
| 岡山県内の郵便局 | 広島県内の郵便局 |
| 山口県内の郵便局 | |

備考

- 1 上記金融機関の国内の本店(本所)、支店(支所)及び出張所で納付できます。
- 2 上記以外の郵便局で納付する場合は、「払込取扱票」を使用してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

